（証券コード　1717）
平成27年６月５日

株 主 各 位

東京都千代田区平河町二丁目７番９号
明豊ファシリティワークス株式会社
代表取締役社長　　坂　田　　明

第35期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第35期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、総会前日の当社営業時間終了時（平成27年６月23日（火曜日）午後５時15分）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月24日（水曜日）午前10時
２．場　　所　東京都千代田区平河町二丁目７番９号
　　ＪＡ共済ビル１Ｆ　カンファレンスホール
３．目的事項
　報告事項　第35期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
　決議事項
　　第１号議案　剰余金の処分の件
　　第２号議案　定款一部変更の件
　　第３号議案　取締役６名選任の件
　　第４号議案　監査役１名選任の件
　　第５号議案　補欠監査役１名選任の件
　　第６号議案　退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。尚、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
◎　株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.meiho.co.jp/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．　会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

わが国経済は、政府・日銀による金融緩和政策により企業業績や雇用・所得環境に改善が見られるなど、緩やかな回復基調となったものの、海外経済の下振れリスクなどが存在し、先行きに留意が必要な状況のまま推移しました。

建設業界では、公共投資が堅調に推移する中で、人材不足や資材の高騰等を背景とした入札不調・不落が報道されました。一方、建設工事の適正な施工及び品質の確保と、その担い手の確保を目的として、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第56号）」が、国土交通省より公布、施行されるなど、発注者支援業務のＣＭ（コンストラクション・マネジメント）サービスを含めた多様な入札・契約方式の活用方法が、公共案件においても検討されるようになりました。当社は国土交通省が行なうモデル事業の一つである新城市庁舎建設案件について、国土交通省より発注者支援に関わるアドバイザリー業務を受託し、平成27年３月末に完了致しました。

このような中で当社は、「お客様側に立つプロ」として、徹底したコスト削減策のみならず、プロジェクト早期立上げ支援から始まり、プロジェクト期間中一貫してお客様本位のソリューションをご提案することで、お客様の逸早い意思決定を支援しております。当社サービスが「明豊のＣＭ（コンストラクション・マネジメント）」として認知され、拡大した結果、社内で管理する粗利益ベースでの当事業年度における受注高は前期に引き続き過去最高を記録しました。

これらの結果、売上高は8,244百万円（前期8,245百万円）、フィーベースでの出来高に相当する売上総利益は1,840百万円（前期1,634百万円）と増加しました。

引き合い状況を踏まえた増員による販売費及び一般管理費の増加分も吸収して、営業利益は731百万円（前期625百万円）、経常利益は562百万円（前期385百万円）、当期純利益は350百万円（前期222百万円）と増加しました。

事業のセグメント別の状況は以下のとおりです。

①　オフィス事業

日本国内における事業再編の動きは継続しており、事業所移転などの需要が継続しております。

当社のＣＭ手法によるＰＭ（プロジェクト・マネジメント）サービスは、移転の可否やワークスタイルの方向性を検討する構想段階およびビルの選定から

引越しまでをワンストップで支援することが可能であります。大企業におけるグループ企業の統廃合、地方拠点の集約化、また、大規模なオフィス移転プロジェクトでのオフィスビル新築同時入居など、難易度の高い事業所移転に高い優位性を発揮しました。

当事業年度のオフィス事業において、売上高は3,595百万円（前期3,692百万円）となりました。

② ＣＭ事業

労務費や資材の高騰などにより建築費予算超過に悩まれたお客様からの引き合いの他、工場や研究所、医療施設等の建設を伴う新規事業のプロジェクト立上げ等、多くの提案機会を得ることができました。建物の新築・リニューアルのみならず、バブル期に建設された建物の基幹設備老朽化に関連した大型空調・電気設備の更新について、民間企業だけでなく公共機関からも幅広く受注することができました。

公共分野では、平成26年４月に大阪府立大学が一般公募した「大阪府立大学の学舎整備事業のＣＭ事業者募集」にりそな銀行と共同で応募し、５年連続で受注することができました。また５月には、千葉県市原市の防災庁舎建設、９月には大阪府立環境農林水産総合研究所におけるＣＭ業務を受注することができました。

当事業年度のＣＭ事業において、売上高は3,263百万円（前期3,668百万円）となりました。

③ ＣＲＥＭ事業

大企業向けを中心に、保有資産の最適化をサポートするＣＲＥＭ（コーポレート・リアルエステート・マネジメント）事業については、当社技術者集団による透明なプロセス（ＣＭ手法）とデジタル活用による情報の可視化が、多拠点施設の新築・改修だけでなく基幹設備の維持管理にも優位性を発揮致しました。工事コスト管理や、保有資産のデータベース化による資産情報の集中管理など、お客様ニーズに合わせて事業性を高めることのできる当社の専門性およびマネジメント能力が、着実にお客様の評価を獲得できており、複数の商業施設、オフィスビル等を保有する大企業から継続してご依頼頂き、受注は堅調に推移致しました。

当事業年度のＣＲＥＭ事業において、売上高は1,386百万円（前期884百万円）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度は、業務効率向上を目的とした設備投資を行ったことにより、総額11百万円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

上記の設備投資は、自己資金により充当いたしました。

また、大阪府立大学に対するアットリスクＣＭ方式による売上債権について、当社が金融機関に債権譲渡を行ったことにより2,326百万円の資金を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

① 社会情勢の変化への対応力強化

震災復興、政府政策による公共工事の増加、東京オリンピックの開催決定等によって、建設業界の需給バランスは激しく変化しており、建設コストの高騰や技術者の確保は建設産業全体の問題となっています。

また、東日本大震災を契機に全国各地域で関心が高まっている防災・減災・省エネ・環境に対する取り組みを踏まえ、各種の全国防災事業と経済成長基盤となる社会資本整備を始め、高度経済成長期に整備された大量のインフラや建築物が一斉に老朽化する中で、技術者不足は円滑な維持更新に重大な支障を来す懸念もあります。

いかなる環境下においても、顧客側に立つプロとして、徹底したコスト削減策のみならずプロジェクト期間中一貫して顧客本位のソリューション提案の継続が可能となるよう、引き続き優秀なメンバー採用と教育訓練を進めて参ります。

② ブランドの確立

企業の勝ち残り競争の厳しい中、一方で企業には社会的責任や説明責任が強く問われています。それ故に私共では、自らの立ち位置を常に意識しながら、プロジェクトのプロセスや、プロジェクトに関連する情報のすべてを可視化し「顧客本位のプロのサービス」を片時も忘れることなく努めてまいります。

ＣＭ手法の認知度が高まりを見せる中で、発注者への高い顧客満足度の提供だけで無く、設計者および施工者においても、安心して競争に参加できる、公正且つ透明性を担保した当社独自のＣＭサービスを、ブランド化できるよう努めて参ります。

③ サービス品質の向上

お客様に満足のいく品質のサービスを提供する為には、お客様の事業およびプロジェクト目的を理解し、お客様が判断に用いるプロジェクト情報を整理し、お客様に分かり易く説明する必要があります。

専門性を持った当社のプロがお客様側に立ち、公正且つ透明性の高いプロジェクト遂行を実現し、激化するグローバル競争において、お客様の課題解決にスピード感を持って貢献できるサービス品質向上に取り組んで参ります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区　分	平成23年度 第 32 期	平成24年度 第 33 期	平成25年度 第 34 期	平成26年度 (当期)第35期
売上高	4,874,988千円	7,129,392千円	8,245,324千円	8,244,671千円
当期純利益	53,380千円	108,441千円	222,893千円	350,159千円
1株当たり当期純利益	4.78円	9.69円	19.91円	31.23円
総資産	3,684,422千円	3,645,077千円	3,768,861千円	3,713,165千円
純資産	1,600,312千円	1,650,794千円	1,817,837千円	2,101,822千円

(注)　１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
なお、自己株式を控除した株式数によって算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

① オフィス事業

コンサルティング（ワークスタイル、文書管理、ファシリティ・マネジメント、セキュリティ、ＩＣＴ、ＡＶ)、プロジェクト基本計画策定、オフィス設計・インテリアデザイン及び設備設計、プロジェクト・マネジメント（プロジェクト全般支援、調達支援、コスト査定、施工マネジメント、品質検査、引越マネジメント)

② ＣＭ事業

コンサルティング（開発、新築、改修、遵法・安全性)、プロジェクト基本計画策定、建築及び設備設計・インテリアデザイン、エンジニアリングレポート、調達方針・計画策定、長期修繕計画レポート、プロジェクト・マネジメント(プロジェクト全般支援、調達支援、コスト査定、施工マネジメント、品質検査)

③ ＣＲＥＭ事業

自社保有の不動産や資産の管理に対する企業の管財業務に対するコンサルティング、建築及び設備設計・インテリアデザイン、エンジニアリングレポート、ＣＲＥ業務の中央統制支援、保有資産のデータベース化、長期修繕計画レポート、プロジェクト・マネジメント（プロジェクト全般支援、調達支援、コスト査定、施工マネジメント、品質検査)、一部若しくはすべてのアウトソーシング受託

(8) 主要な事業所（平成27年３月31日現在）

名　　称	所　　在　　地
本　　社	東京都千代田区平河町二丁目７番９号
大　阪　支　店	大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目６番８号

(9) 従業員の状況（平成27年３月31日現在）

従　業　員　数	前期末比増減
155名	9名増

（注） 従業員数は期末就業人員であり、平均臨時雇用者（51名）は含まれておりません。

(10) 主要な借入先（平成27年３月31日現在）

借　　入　　先	借　　入　　額
株式会社三菱東京UFJ銀行	75,030千円
日本生命保険相互会社	5,000千円

２．　会社の株式に関する事項（平成27年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　48,000,000株

(2) 発行済株式の総数　12,725,000株

（自己株式1,511,500株を含む。）

(3) 株　　主　　数　2,648名

(4) 大　　株　　主

株　主　名	持　株　数	持　株　比　率
株式会社サカタホールディングス	3,250,000株	28.98%
坂　田　　明	531,100株	4.73%
明豊従業員持株会	312,061株	2.78%
野　村　勝　朗	230,200株	2.05%
坂　田　紀美子	190,000株	1.69%
松　村　孝　一	170,000株	1.51%
中　山　高　徳	152,100株	1.35%
伊　秩　　滋	149,000株	1.32%
楽天証券株式会社	138,600株	1.23%
小　松　信　弘	135,400株	1.20%

（注）　持株比率は自己株式（1,511,500株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

３．　会社の新株予約権等に関する事項（平成27年３月31日現在）

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	平成19年６月27日 取締役会決議	平成19年10月17日 取締役会決議
発行日	平成19年６月27日	平成19年10月17日
新株予約権の発行価格	無償	無償
役員の保有状況（注）	600個（２名）	80個（１名）
新株予約権の目的となる株式の種類および数	普通株式60,000株 （新株予約権１個に付き100株）	普通株式8,000株 （新株予約権１個に付き100株）
新株予約権の行使時に払い込みをすべき金額	１株当たり239円	１株当たり185円
新株予約権の行使期間	平成22年７月１日から 平成29年６月15日まで	平成22年７月１日から 平成29年６月15日まで
新株予約権の行使条件	(1) 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」）は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中何れの地位にも該当しない期間がある場合には行使できない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社の取締役会にて認められた場合はこの限りではない。	(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位を有していることを要し、かつ行使期間中何れの地位にも該当しない期間がある場合には行使できない。ただし、任期満了による役員の退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社取締役会にて認められた場合はこの限りではない。
	(2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。	(2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
	(3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。	(3) 新株予約権の質入れその他の担保設定を認めない。
	(4) その他の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約に定めるところによる。	(4) その他の条件については、株主総会および新株予約権の募集事項を定める当社取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

（注）1.　社外取締役は選任されておりません。
　　2.　監査役は新株予約権を保有しておりません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

４．　会社役員に関する事項（平成27年３月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏　　名	地　　位	担当及び重要な兼職の状況
坂　田　　明	代表取締役社長	
大　貫　　美	代表取締役専務	マーケティング本部 安全衛生推進本部 デザイン部
大　島　和　男	常　務　取　締　役	社長室 管理本部
木　内　芳　夫	取　　締　　役	技術本部
内　山　伸　一	取　　締　　役	マーケティング本部
青　木　達　雄	常　勤　監　査　役	
水　野　辰　哉	監　　査　　役	
兼　松　　弘	監　　査　　役	

（注）1.　監査役青木達雄、水野辰哉及び兼松弘は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
2.　監査役青木達雄、水野辰哉及び兼松弘は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(2) 事業年度中に退任した監査役

退任時の会社における地位	氏　　名	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退　任　日
常勤監査役	石　井　雅　裕	―	平成26年12月31日

（注）　常勤監査役石井雅裕は、辞任による退任であります。常勤監査役石井雅裕の退任に伴い、退任日をもって補欠監査役の青木達雄が、常勤監査役に就任しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役５名　　79,547千円（うち社外－名　　－千円）
監査役４名　　16,398千円（うち社外３名　　8,266千円）

（注）1.　取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2.　各取締役の報酬額は、株主総会で決定された報酬枠の範囲内で、職位別に前期の職務遂行に応じた業績加減を行って算定しています。各監査役の報酬は、株主総会で決定された報酬枠の範囲内で、監査役会で決定した基準に従い算定しております。なお報酬枠については、平成19年6月1日開催の株主総会にて、取締役の月額報酬総額10,000千円以内、監査役の月額報酬総額2,000千円以内で決議いただいております。
3.　取締役、監査役の報酬の額には、当該事業年度中に計上した役員退職慰労引当金繰入額（取締役10,457千円、監査役852千円）を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

① 常勤監査役　青　木　達　雄

ア．重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ．当事業年度における主な活動状況

(ア)取締役会への出席状況及び発言状況

就任後開催の取締役会には、全７回に出席。会社からの説明に対する質疑応答を積極的に行い、会社の置かれている状況の把握に努めた。

(イ)監査役会への出席状況及び発言状況

就任後開催の監査役会には、全４回に出席。常勤監査役としての立場から監査役への説明を行い、監査役会としての取組みにつき意見交換を行った。

ウ．責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第１項に定める賠償責任を限定する契約を締結することが出来ますが、契約を締結しておりません。

エ．当社親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

② 監査役　水　野　辰　哉

ア．重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ．当事業年度における主な活動状況

(ア)取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の取締役会には、全26回に出席。会社からの説明に対する質疑応答を積極的に行い、会社の置かれている状況の把握に努めた。

(イ)監査役会への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の監査役会には、全10回に出席。常勤監査役からの説明に対する質疑応答を積極的に行い、監査役会としての取組みにつき意見交換を行った。

ウ．責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第１項に定める賠償責任を限定する契約を締結することが出来ますが、契約を締結しておりません。

エ．当社親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

③　監査役　兼　松　　弘

ア．重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ．当事業年度における主な活動状況

(ア)取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の取締役会には、全26回に出席。会社からの説明に対する質疑応答を積極的に行い、会社の置かれている状況の把握に努めた。

(イ)監査役会への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の監査役会には、10回中9回に出席。常勤監査役からの説明に対する質疑応答を積極的に行い、監査役会としての取組みにつき意見交換を行った。

ウ．責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第１項に定める賠償責任を限定する契約を締結することが出来ますが、契約を締結しておりません。

エ．当社親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

（注）　改正会社法施行規則第124条2項に基づく社外取締役を置くことが相当でない理由について

業務の執行に携わらない社外取締役には、経営陣及び大株主等から独立した立場からのモニタリングを通じて、健全なコーポレートガバナンス及び効率的な会社経営の実現に向けた役割が期待されており、当社も多くの会社においてはそのような機能が発揮されていると考えております。

一方当社では、コーポレート・ファイナンスの専門家である社外監査役が取締役会のモニタリングを通じて企業価値向上の観点などから効率的な経営の実現に向けた監査を行なっております。また経営陣及び大株主等から独立した監査役会は、３名全員が社外監査役で構成されており、一般株主等の立場に配慮しながら、取締役の職務の執行を監査することを通じて、当社におけるコーポレートガバナンスの実現に寄与しております。従いまして、当社においては社外取締役を直ちに選任する必要性は乏しいと考えております。

さらに、当社が営む「透明性」、「フェアネス」、「発注者側に立つプロ」を理念とする独自のＣＭ事業は、我国の上場会社において前例はなく、これから発展していく新しい事業であり、その事業の特性に対する深い理解に基づくタイムリーな対応は、当社の企業価値を向上させる上で最も重要な要素であります。

このような状況下で社外取締役を選任することは、場合によっては当社事業に関してタイムリーに経営判断をする上で時機を失することにつながりかねないものであり、コーポレートガバナンスの機能向上の障害となる等のデメリットが考えられ、社外取締役を置くことが現時点においては相当でないと考えております。

５．　会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人日本橋事務所

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第２条第１項の監査業務の報酬

11,700千円

② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

11,700千円

（注） 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項の各号に定める項目に該当すると判断された場合、監査役全員の同意によって解任し、又は、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分又は監督官庁からの処分を受けた場合、その他、会計監査人の監査品質、品質管理体制、独立性、総合的能力等の観点から監査を遂行するに不十分であると、監査役会が判断した場合は、監査役会の請求により、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

６．　会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を以下のように定め、体制を構築しております。

この基本方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、今後もより効果的な内部統制システムの構築を目指して、常に現状の見直しを行い、継続的な改善を図ってまいります。

１　取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

全取締役に法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンスを定めた倫理規程を作成するとともに、取締役が法令・定款等に違反していることを取締役又は社員等が発見した場合の報告体制として内部通報制度を構築し、コンプライアンスに関連する事態が発生した場合に、その内容・対処案が取締役会、監査役会に報告される体制を構築する。

２　取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①　取締役の職務の執行に係る情報・文書（以下、「職務執行情報」という。）の取扱いは、当社文書管理規程に従い適切に保存及び管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。

②　職務執行情報をデータベース化し、当該各文書等の存否及び保存状況を直ちに検索可能とする体制を構築する。

③　前２項に係る事務は、管理本部担当取締役が所管する。

３　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①　当社は、代表取締役社長に直属する部署として、内部監査室を設置する。

②　内部監査室は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば監査方法の改訂を行う。

③　内部監査室の監査により法令定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに内部監査室長を委員長とするリスク管理委員会を設置する。

④　内部監査室の活動を円滑にするために、プロジェクト管理規程、関連する社内規程（債権管理規程、経理規程等）などの整備を各部署に求め、また内部監査室の存在意義を全使用人に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には、直ちに内部監査室に報告するよう指導する。

４　取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

①　経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画等に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ

定期的に検査を行う。

② 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な情報が全役員に提供される体制をとるものとする。

5 使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

全使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンスを定めた服務規程を作成するとともに、全使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築し、コンプライアンスに関連する事態が発生した場合に、その内容・対処案が取締役会、監査役会に報告される体制を構築する。

6 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の親会社及び子会社となる会社は存在しないが、今後企業集団として業務を行う必要が生じた場合には、企業集団としての企業行動指針を定め、企業理念の統一を保つこと等を行う。

7 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査役の職務を補助すべき部署として監査役会から事務局の設置を要請された場合には、監査役の意見を聴取し、人事担当取締役その他の関係各方面の意見も十分に考慮して決定する。

8 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。

② 監査役付き使用人は、当社の業務執行にかかる役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行しその評価については監査役の意見を聴取するものとする。

9 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととする。

② 前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりとする。

・当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
・業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
・内部通報制度の運用及び通報の内容
・社内申請書等監査役から要求された会議議事録等の内容

10 その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は内部監査室と監査計画を協議すると共に、内部監査室の監査結果

並びに指摘及び提言事項等について協議を行う等密接な情報交換を行う。また、監査役は会計監査人とも密接な連携を行う。

② 代表取締役社長と監査役は、定期的に会合を持ち、幅広く意見の交換を行う。

11 財務報告の基本方針

当社は、信頼性のある財務報告を重視し、開示を通じて、投資家が安心して投資し、資金の流れが円滑化され、経済が活性化されることに資することを財務報告の基本方針とする。

12 信頼性のある財務報告を行うための体制

① 経営者は信頼性のある財務報告の作成に必要とされる能力の内容を定め、その内容を定期的に見直し、常に適切なものにしなければならない。

② 経営者は前項の能力を有する人材を確保・配置しなければならない。

③ 経営者は信頼性のある財務報告を行うため、財務報告に係る内部統制の役割を明確にしなければならない。

（注） 本事業報告中の記載金額・株数は、原則として、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、比率は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸　借　対　照　表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**【3,358,688】**	**流動負債**	**【1,209,770】**
現金及び預金	1,451,133	工事未払金	534,518
完成工事未収入金	1,696,370	買掛金	6,143
売掛金	6,034	1年内返済予定の長期借入金	68,992
未成工事支出金	40,652	未払金	51,706
前払費用	50,654	未払費用	67,822
短期貸付金	30	未払法人税等	134,105
繰延税金資産	110,860	未払消費税等	52,991
その他	2,951	未成工事受入金	2,914
固定資産	**【354,477】**	預り金	26,335
有形固定資産	**(56,462)**	賞与引当金	259,630
建物	28,603	工事損失引当金	4,610
工具器具備品	27,858	**固定負債**	**【401,573】**
無形固定資産	**(13,239)**	長期借入金	11,038
商標権	54	退職給付引当金	197,632
ソフトウエア	11,716	役員退職慰労引当金	192,903
電話加入権	1,467	**負債合計**	**1,611,343**
投資その他の資産	**(284,776)**	**純資産の部**	
投資有価証券	30,609	**株主資本**	**【2,084,485】**
長期前払費用	2,365	資本金	534,192
繰延税金資産	123,088	資本剰余金	342,793
敷金	78,820	資本準備金	340,514
差入保証金	49,892	その他資本剰余金	2,278
		利益剰余金	1,412,863
		利益準備金	6,159
		その他利益剰余金	1,406,703
		別途積立金	300,000
		繰越利益剰余金	1,106,703
		自己株式	△205,363
		評価・換算差額等	**【△1,958】**
		その他有価証券評価差額金	△1,958
		新株予約権	**【19,295】**
		純資産合計	**2,101,822**
資産合計	**3,713,165**	**負債純資産合計**	**3,713,165**

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		
完成工事高	5,447,978	
マネジメントサービス料収入	2,750,946	
その他売上高	45,746	**8,244,671**
売上原価		
完成工事原価	5,033,468	
マネジメントサービス料原価	1,330,230	
その他売上原価	40,256	**6,403,955**
売上総利益		**1,840,715**
販売費及び一般管理費		**1,108,913**
営業利益		**731,802**
営業外収益		
受取利息	518	
新株予約権戻入益	185	
未払配当金除斥益	319	
その他	205	1,229
営業外費用		
支払利息	1,951	
売上債権売却損	160,848	
投資有価証券評価損	4,517	
投資事業組合投資損失	2,993	
その他	11	170,321
経常利益		**562,710**
税引前当期純利益		**562,710**
法人税、住民税及び事業税	228,740	
法人税等調整額	△16,189	212,550
当期純利益		**350,159**

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
						別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	534,192	340,514	724	341,239	6,159	300,000	823,735
当期変動額							
新株予約権の行使			1,553	1,553			
剰余金の配当							△67,191
当期純利益							350,159
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	―	―	1,553	1,553	―	―	282,968
当期末残高	534,192	340,514	2,278	342,793	6,159	300,000	1,106,703

	株主資本			評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金		
	利益剰余金合計					
当期首残高	1,129,894	△207,403	1,797,923	△385	20,299	1,817,837
当期変動額						
新株予約権の行使		2,040	3,593			3,593
剰余金の配当	△67,191		△67,191			△67,191
当期純利益	350,159		350,159			350,159
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				△1,572	△1,004	△2,577
当期変動額合計	282,968	2,040	286,562	△1,572	△1,004	283,985
当期末残高	1,412,863	△205,363	2,084,485	△1,958	19,295	2,101,822

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1-1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合への出資については、組合から入手可能な直近の決算報告書に基づいて組合財産の持分相当額を投資有価証券として計上しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金……個別法による原価法

1-2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……定率法

耐用年数は以下のとおりであります。

建物	３～15年
工具器具備品	３～10年

(2) 無形固定資産……定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

1-3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金……従業員に対して支給する賞与に充てるため、賞与の支給見込額のうち、当期負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(3) 役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 工事損失引当金……受注工事に係る将来の損失に備えるため、損失発生の可能性が高く、かつ、その損失見込額を合理的に見積ることができる工事について損失見込額を計上しております。

1-4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用し、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

1-5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　93,215千円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数

普通株式　12,725,000株

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式　1,511,500株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年６月25日定時株主総会	普通株式	67,191	6.0	平成26年３月31日	平成26年６月26日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年６月24日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	95,314	8.5	平成27年３月31日	平成27年６月25日

(4) 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)
第 4 回 ① 新 株 予 約 権	普通株式	60,000
第 4 回 ② 新 株 予 約 権	普通株式	244,000
第 4 回 ③ 新 株 予 約 権	普通株式	31,000
合 計		335,000

4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、退職給付引当金、役員退職慰労引当金の否認等であります。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については預金及び安全性の高い有価証券等に限定し、自己資金と銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。売上債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は投資事業組合出資金及び非上場株式等であり、前者については半期ごとに決算書を入手し、対応する損益等の計上を行っており、後者については、定期的に決算書を入手し、財務状況の検討を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額(※)	時　　価(※)	差　　額
(1) 現金及び預金	1,451,133	1,451,133	―
(2) 完成工事未収入金	1,696,370	1,696,346	△23
(3) 売掛金	6,034	6,034	―
(4) 短期貸付金	30	30	―
(5) 工事未払金	(534,518)	(534,518)	―
(6) 買掛金	(6,143)	(6,143)	―
(7) 未払金	(51,706)	(51,706)	―
(8) 長期借入金（1年内の返済予定分含む）	(80,030)	(80,117)	87

(※)　負債に計上されているものについては（　）で示しております。

(注１)　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 完成工事未収入金、(3) 売掛金、(4) 短期貸付金

これらは一部を除き短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

但し、回収期間が一定期間ごとの長期に及ぶ一部の完成工事未収入金につきましては、その将来キャッシュ・フローを信用リスクに応じた適切な利率で割り引いて算定する方法によっております。

(5) 工事未払金、(6) 買掛金、(7) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金（1年内の返済予定分含む）

これらは、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注２)　時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

投資有価証券のうち、投資事業組合出資金（貸借対照表計上額26,883千円）及び非上場株式（同計上額3,725千円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記表には含めておりません。

また、敷金（貸借対照表計上額78,820千円）及び差入保証金（同計上額49,892千円）については、回収期日が未定であり、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記表には含めておりません。

6. １株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	185円72銭
１株当たり当期純利益	31円23銭

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月13日

明豊ファシリティワークス株式会社
取　締　役　会　　御　中

監査法人日本橋事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士　森岡健二	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士　山村浩太郎	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士　新藤弘一	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、明豊ファシリティワークス株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

当監査役会は当期の監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討をいたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適性に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「監査法人日本橋事務所」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月14日

明豊ファシリティワークス株式会社　監査役会

常勤監査役　青　木　達　雄　㊞

社外監査役　水　野　辰　哉　㊞

社外監査役　兼　松　　弘　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、将来の事業発展と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定的かつ継続的に配当を実施することを基本方針としております。また配当性向は30％を基準とし、財政状態、利益水準などを総合的に勘案したうえで利益配当を行ってまいります。

当期の期末配当金につきましては、当該方針に基づき検討した結果、持続的な成長を目指すうえで増員等の経営体質強化に見合う内部留保を確保するため、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭とする。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金８円50銭

総額95,314,750円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年６月25日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

経営体制の充実強化に備えるため、取締役の員数の上限を現在の５名以内から６名以内に変更するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
（取締役の員数） 第19条　当会社の取締役は、３名以上５名以内とする。	（取締役の員数） 第19条　当会社の取締役は、３名以上６名以内とする。

第３号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、第２号議案（定款一部変更の件）の承認可決を条件として、経営体制の一層の強化を図るため１名を増員し、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
1	サカタ　アキラ 坂　田　　明 (昭和17年７月30日生)	昭和55年９月　当社設立　代表取締役社長 平成18年６月　当社代表取締役会長 平成19年６月　当社取締役会長 平成21年３月　当社代表取締役会長 平成21年４月　当社代表取締役社長兼会長 平成24年６月　当社代表取締役社長（現任）	521,100株
2	オオヌキ　ヨシ 大　貫　　美 (昭和39年６月12日生)	平成９年７月　当社入社 平成15年６月　当社執行役員マーケティング部長 平成15年10月　当社取締役マーケティング部長兼執行役員 平成18年６月　当社常務取締役マーケティング部長 平成22年４月　当社常務取締役営業本部長 平成23年２月　当社常務取締役営業本部長兼安全衛生推進本部長 平成23年４月　当社常務取締役マーケティング本部長兼安全衛生推進本部長兼デザイン部長 平成26年４月　当社代表取締役専務マーケティング本部長兼安全衛生推進本部長兼デザイン部長（現任）	59,864株
3	オオシマ　カズオ 大　島　和　男 (昭和41年12月18日生)	平成12年12月　当社入社 平成15年６月　当社執行役員経営企画部長 平成16年６月　当社取締役経営企画部長兼執行役員 平成21年４月　当社取締役経営企画本部長兼執行役員 平成21年10月　当社常務取締役経営企画本部長 平成25年１月　当社常務取締役管理本部長 平成26年４月　当社常務取締役社長室長兼管理本部長（現任）	60,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
4	キウチ　ヨシオ 木　内　芳　夫 (昭和30年７月28日生)	平成18年８月　当社入社 平成20年４月　当社ＣＭ事業部設計部長 平成22年４月　当社執行役員技術本部副本部長兼建築技術部長 平成23年４月　当社執行役員建築技術部長 平成24年６月　当社取締役技術本部長兼執行役員（現任）	20,000株
5	ウチヤマ　シンイチ 内　山　伸　一 (昭和27年８月７日生)	平成24年９月　当社入社　マーケティング本部副本部長 平成26年６月　当社取締役マーケティング本部副本部長兼執行役員（現任）	30,000株
6	※ ヨシカワ　タケフミ 吉　川　剛　史 (昭和41年１月８日生)	平成23年１月　㈱コーチ・エィ入社 平成24年１月　ＣＯＡＣＨ　Ａ（ＵＳＡ）Co.,Ltd ＣＥＯ就任 平成27年３月　ＣＯＡＣＨ　Ａ（ＵＳＡ）Co.,Ltd ＣＥＯ退任 平成27年４月　㈱コーチ・エィ退社 平成27年５月　当社入社 経営企画室長兼執行役員（現任）	10,000株

（注）１．※は新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
３．上記取締役候補者の有する当社の株式数は、平成27年５月31日現在のものであります。
４．改正会社法施行規則第74条の２に基づく社外取締役を置くことが相当でない理由について
業務の執行に携わらない社外取締役には、経営陣及び大株主等から独立した立場からのモニタリングを通じて、健全なコーポレートガバナンス及び効率的な会社経営の実現に向けた役割が期待されており、当社も多くの会社においてはそのような機能が発揮されていると考えております。
一方当社では、コーポレート・ファイナンスの専門家である社外監査役が取締役会のモニタリングを通じて企業価値向上の観点などから効率的な経営の実現に向けた監査を行なっております。また経営陣及び大株主等から独立した監査役会は、３名全員が社外監査役で構成されており、一般株主等の立場に配慮しながら、取締役の職務の執行を監査することを通じて、当社におけるコーポレートガバナンスの実現に寄与しております。従いまして、当社においては社外取締役を直ちに選任する必要性は乏しいと考えております。
さらに、当社が営む「透明性」、「フェアネス」、「発注者側に立つプロ」を理念とする独自のＣＭ事業は、我国の上場会社において前例はなく、これから発展していく新しい事業であり、その事業の特性に対する深い理解に基づくタイムリーな対応は、当社の企業価値を向上させる上で最も重要な要素であります。
このような状況下で社外取締役を選任することは、場合によっては当社事業に関してタイムリーに経営判断をする上で時機を失することにつながりかねないものであり、コーポレートガバナンスの機能向上の障害となる等のデメリットが考えられ、社外取締役を置くことが現時点においては相当でないと考えております。

第４号議案　監査役１名選任の件

監査役兼松弘氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
ハラダ　カツジ 原　田　克　治 （昭和17年10月5日生）	昭和41年４月　マックスファクター㈱　入社 昭和42年２月　マックスファクター㈱　退社 昭和44年６月　㈱スタンダード通信社　入社 平成５年７月　㈱スタンダード通信社　取締役 平成７年３月　㈱スタンダード通信社　退社 平成７年４月　タイム・インク入社　日本広告・マーケティング局長 平成10年３月　タイム・インク　退社 平成10年４月　㈱メディアハウス　入社　社長補佐 平成12年２月　㈱メディアハウス　退社 平成12年３月　マグロウヒル社　入社　ビジネスウィーク誌日本代表 平成19年４月　マグロウヒル社　ビジネスウィーク誌顧問 平成21年12月　ブルームバーグ社によるビジネスウィーク誌買収 ブルームバーグ社　入社　ビジネスウィーク誌顧問 平成23年３月　ブルームバーグ社　退社	－株

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．原田克治氏は、社外監査役候補者であります。
３．原田克治氏は、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有し、当社の社外監査役にふさわしいと判断し、社外監査役としての選任をお願いするものであります。
４．原田克治氏は、社外監査役候補者であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出する予定であります。

第５号議案　補欠監査役１名選任の件

法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、候補者松村孝一氏の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
マツムラ　コウイチ 松　村　孝　一 （昭和13年11月28日生）	昭和37年４月　栗田工業㈱　入社 平成２年11月　栗田工業㈱　退社 平成２年12月　明豊㈱（現当社）入社　取締役 平成12年８月　当社　専務取締役 平成14年６月　当社　顧問 平成16年３月　当社　顧問契約満了 平成25年５月　ＮＰＯ法人緑サポート八王子　理事（現任）	170,000株

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．松村孝一氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
２．松村孝一氏は、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有し、当社の社外監査役にふさわしいと判断し、補欠監査役として選任をお願いするものであります。
３．当社は補欠の社外監査役候補者松村孝一氏が監査役に就任した場合には、同氏を、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。
４．松村孝一氏は、過去、当社の役員でありました。

第６号議案　退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

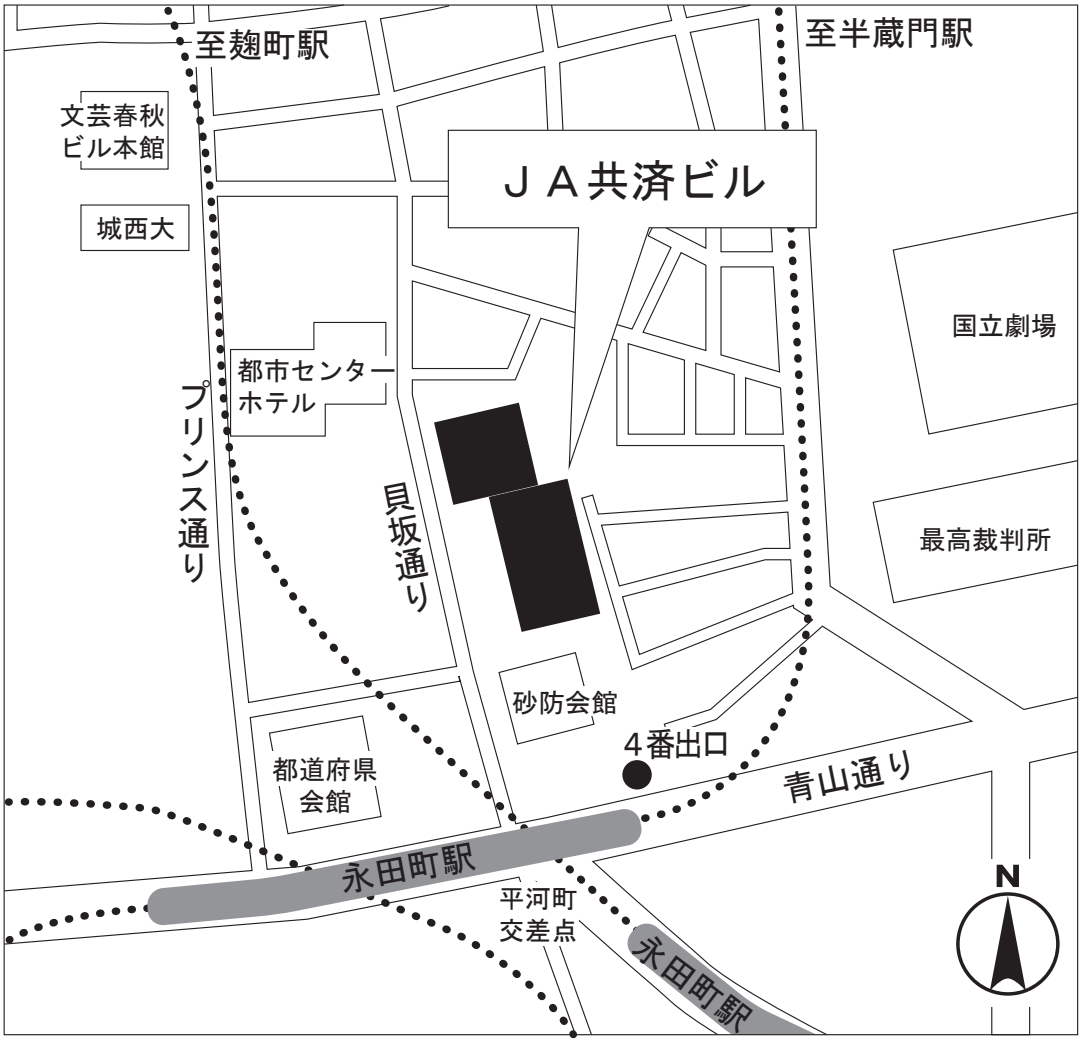
平成26年12月31日をもって一身上の理由により常勤監査役を辞任された石井雅裕氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期及び方法等は監査役の協議よることに御一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏　　名	略歴
石　井　雅　裕	平成18年６月　当社常勤監査役　就任 平成26年12月　辞任

以　上

株主総会会場ご案内図



【会　場】

〒102-0093　東京都千代田区平河町二丁目７番９号

ＪＡ共済ビル　１Ｆ　カンファレンスホール

TEL：03-3265-8716（代）

FAX：03-3265-8719

ホームページ：http://www.jankb.co.jp/

【最寄駅交通案内】

東京メトロ有楽町線、半蔵門線、南北線　「永田町駅」４番出口　徒歩２分

施設内に有料駐車場（地下１階）はありますが、台数・営業時間等に制限がございますので、できるだけ公共機関をご利用下さい。

なお、駐輪場はございません。

施設にご入場の際には、お手数ですが本招集ご通知または同封しました議決権行使書用紙をご提示ください。